

平成 15 年 5 月 19 日

## 職員の健康管理及び二次感染防止のための「SARS対策」を定める 家族も含めた疑い例・可能性例との接触者は 10 日間の自宅待機

本日 19 日、区は、SARS（重症急性呼吸器症候群）に係る職員の健康管理および二次感染防止に万全を期するため、その対応策をまとめ、各職員に通知した。

去る 17 日に日本観光ツアーから帰国した台湾人医師が SARS 感染者として認定され、日本国内での二次感染が懸念されている。こうした中、区は本日、区職員を対象とする SARS 対応策をまとめ、職員への周知を図った。職員が疑い例・可能性例と診断された場合の入院勧告・指導のほか、職員本人に症状が見られなくても、同居家族を含めた疑い例・可能性例と接触した場合は、10 日間の自宅待機を命ずる内容。

福祉・保健分野をはじめとして、区職員は業務を行う中で、不特定多数の区民等と接触する機会が多い。SARS に対する正しい知識を伝えることにより、感染に対する徒な危惧を解消し、また万一そうした事態が発生した場合にも、適切に対することで被害の拡大、二次感染を防止することができる。そのため、本日の通知にあわせ、SARS に関する感染経路、症状等の基礎資料とともに、ケース別の対応方法をフローチャートにまとめた資料が各職場に配布された。

### 【対応策の概要】

1. 職員若しくは職員の家族が SARS の伝播確認地域から帰国した場合又は SARS 患者等に接触した場合の対応
  - (1) 職員が「可能性例（重症・新感染症対応）」又は「SARS 患者」と診断された場合
    - ・都道府県知事（特別区の場合は区長）は、指定医療機関への入院を勧告する。
    - ・サービス上の取扱：病気休暇
  - (2) 職員が「疑い例」又は「可能性例（軽度）」であると診断された場合
    - ・所属長は、SARS 対応のできる医療機関に入院するよう指導する。
    - ・サービス上の取扱：病気休暇
  - (3) SARS の症状のない職員が次の①②のいずれかに該当する場合
    - ① 10 日以内に SARS の伝播確認地域へ旅行した者
    - ② 10 日以内に SARS の「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
    - ・所属長は、帰国後又は最終接触後 10 日間の自宅待機を命ずる。
    - ・サービス上の取扱：事故欠勤
  - (4) SARS の症状がある同居家族が次の①②③のいずれかに該当する場合
    - ① 10 日以内に SARS の伝播確認地域へ旅行した者
    - ② 10 日以内に SARS の伝播確認地域に居住していた者
    - ③ 10 日以内に SARS の「疑い例」・「可能性例」を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接接触した者
    - ・所属長は、上記家族との最終接触後 10 日間の自宅待機を命ずる。
    - ・サービス上の取扱：事故欠勤

## 2. SARSの伝播確認地域へ旅行する職員への対応

### (1) 公用の場合

- ・当分の間、当該地区へ出張を行わないこととする。

### (2) 私用の場合

- ・自粛するように指導する。ただし、本人の都合により旅行しなければならない場合は、感染予防を徹底するよう、当該職員に指導する。また、帰国の際には、上記1に拠る。

## 3. その他

- (1) 職員が私用で国外へ旅行するときは、旅行届（豊島区職員服務規程第16条）の提出を徹底させること。

- (2) SARSの状況は日々変化しているので、今後新たな状況が生じて対応を変更する必要がある場合は、適宜通知する。

**詳細：人事課**